

保護者様

お子様が、下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他の児童への感染予防のため、学校保健安全法施行規則の規定により「出席停止」となります。（この場合は、欠席にはなりません。）

なお、医師より登校の許可があったときは、保護者が登校届に記入し、学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎その他の伝染病（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<インフルエンザ 出席停止期間（例）> ※発症日・解熱日をそれぞれ0日目とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症		解熱	→			登校		
発症			解熱	→			登校	
発症				解熱	→			登校

<新型コロナウイルス感染症 出席停止期間（例）> ※発症日・症状軽快日をそれぞれ0日目とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症		症状軽快	→			登校		
発症				症状軽快	→			登校
発症					症状軽快	→		登校

※「症状軽快」…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。